

○国立大学法人秋田大学発明等規程

(平成16年4月1日規則第49号)

改正 平成27年3月11日一部改正 平成28年3月9日一部改正
平成29年3月8日一部改正 令和7年3月31日一部改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人秋田大学(以下「本学」という。)の職員等の職務発明を奨励するとともに、発明者の権利を保障し、併せて知的財産権の管理、運用等により、学術研究の発展に寄与し、社会に貢献する知的創造サイクルの構築を目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「発明等」とは、次に掲げるもので財産的価値のあるものをいう。
 - イ 特許法(昭和34年法律第121号)第2条第1項に規定する発明
 - ロ 実用新案法(昭和34年法律第123号)第2条第1項に規定する考案
 - ハ 意匠法(昭和34年法律第125号)第2条第1項に規定する創作
 - ニ 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)第2条第1項に規定する半導体集積回路の創作
 - ホ 著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第10号の2に規定するプログラム及び同項第10号の3に規定するデータベースの創作
 - ヘ 商標法(昭和34年法律第127号)第2条第1項に規定する商標
 - ト 種苗法(平成10年法律第83号)第2条第2項における品種の育成
 - チ 秘匿することが可能な技術情報であつて、かつ、財産的価値を有するもの(以下「ノウハウ」という。)の案出
 - リ 研究の成果として、又は研究を行う過程において得られた研究・技術情報及び試薬、試料、実験動物、菌株、試作品、モデル品、実験装置並びにソフトウェア等を記録した電子記録媒体又は紙記録媒体等の研究成果有体物
- (2) 「職員等」とは、本学の役員及び職員(非常勤職員を含む。)をいう。
- (3) 「発明者」とは、発明等を行った職員等をいう。
- (4) 「職務発明」とは、発明等がその性質上本学の研究又は業務範囲に属し、かつ、その発明等を行うに至った行為が本学における職員等の現在又は過去の職務に属する発明等をいう。
- (5) 「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の創造的活動により生み出されるもの、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。
- (6) 「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、データベース、プログラム等著作権、不正競争防止法によって保護される権利及び研究成果有体物で財産的価値のあるものなど発明等に係るすべての権利並びに名称にかかわらず外国におけるこれらの権利に相当する権利をいう。
- (7) 「特許等を受ける権利」とは、特許を受ける権利、実用新案登録を受ける

権利、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権の設定を受ける権利及び品種登録を受ける権利並びに外国におけるこれらに相当する権利をいう。

(8) 「出願等」とは、特許出願、登録出願等の知的財産に関して法令で定められた権利保護のために必要な所定の手続き等を行うことをいう。

(職務発明の権利の帰属)

第3条 本学は、職務発明に係る特許等を受ける権利を承継する。ただし、第5条第1項の規定により本学が当該権利を承継しないと決定した場合は、この限りでない。

2 職員等が学外の個人、団体又は法人と共同して職務発明を行ったときは、本学は当該職員等の特許等を受ける権利の持分を承継する。

3 第1項又は第2項に規定された承継にあたってはこれを有償とし、本学は当該発明者に相当の対価を支払うものとする。

(職員等以外の者が行った発明等の権利承継)

第3条の2 前条の規定により本学が職員等から特許等を受ける権利を承継する場合において、その特許等を受ける権利が、職員等と職員等以外の者(本学の学生及び共同研究先の機関の従事者を含む。以下同じ。)が共同で行った発明等に係るものであるときは、本学は、当該職員等以外の者と権利承継の契約を締結して、当該職員等以外の者の特許等を受ける権利の持分を承継することができる。

2 共同研究契約、受託研究契約その他の契約により、本学が当該契約に基づく研究成果について特許等を受ける権利を承継することとされている場合において、職員等以外の者の特許等を受ける権利を承継することとなるときには、本学は、当該職員等以外の者の同意を得た上で、あらかじめ権利承継の契約を締結し、その権利を承継することができる。

3 第1項又は第2項に規定された承継にあたっては、これを有償とし、本学は当該職員等以外の者に相当の対価を支払うものとする。

第2章 届出、譲渡、譲受、出願、守秘、発表

(届出)

第4条 職員等が発明等を行ったときは、発明等届出書をイノベーションオフィス長(以下「オフィス長」という。)に遅滞なく提出しなければならない。

(帰属の決定・通知)

第5条 オフィス長は、前条の規定による届出があったときは、知的財産コミッティー(以下「コミッティー」という。)に対して当該発明等に関する事項を諮問し、コミッティーの審議を経て、特許等を受ける権利の承継の要否を決定する。

2 オフィス長は、前項の規定による決定を行ったときは、速やかに発明等届出回答書により当該職員等に通知するものとする。

(譲渡・譲受・出願)

第6条 第4条の規定により届出があった発明等について、本学が特許等を受ける権利を承継することを決定したときは、当該発明者は、オフィス長を経由して、発明等譲渡証書を速やかに学長に提出しなければならない。

2 本学は、発明等譲渡証書の受理を受けたときは、速やかに出願等を行うものとする。

3 発明者は、出願等をした以降も本学がその特許等を受ける権利又は知的財産権を放棄しない限り、特許庁、裁判所又は第三者に対して行う事項の全般にわたり

本学に協力するものとする。

- 4 本学は、発明者に対して、特許の出願・取得・維持管理等の手続き、その他に関して、必要な通知、請求、連絡調整を行うものとする。
- 5 実施化等の見通しが立たない発明等については、オフィス長が、コミッティーの審議を経て、その特許等を受ける権利又は知的財産権の放棄、あるいは発明者への権利の返還・譲渡の決定を行うものとする。この場合、本学は返還・譲渡に関する費用及びその後に発生する出願、権利維持等の管理費用を負担しない。
- 6 職員等は、本学の身分喪失後であっても、身分喪失前に行った職務発明について、発明等届出書を本学に提出しなければならない。
- 7 本条の各項に疑義が生じた場合は、オフィス長が、コミッティーの審議を経て、その取扱い等を決定するものとする。

(制限行為・守秘・研究発表)

第7条 発明者は、オフィス長がコミッティーの審議を経て当該発明者の発明等について職務発明でないと認定し、又はコミッティーが職務発明であるがその特許等を受ける権利を承継しないと決定した後でなければ、その発明等について出願等をし、又は発明等に関する内容を第三者に開示してはならない。

- 2 発明者は、特許庁へ出願等が完了するまでの間、特別な事由がない限り、当該発明等に係る研究内容を公表しない。ただし、オフィス長がコミッティーの審議を経て当該発明等を職務発明に該当しないと認定した後又は当該発明等を本学が承継しないと決定した後は、この限りではない。

第3章 対価

(対価支払)

第8条 本学は、第3条第3項及び第3条の2第3項の相当の対価として、本学が権利を承継した特許等を受ける権利に係る発明等を行った者に対し、次の各号に掲げる時に、コミッティーの審議を経て、別表に定める対価を支払わなければならない。

- (1) 届出がされた発明等に係る特許等を受ける権利を本学が承継し、出願等が行われたとき
 - (2) 本学が日本国又は外国等において特許の実施許諾、権利譲渡等により利益実績(実施許諾、権利譲渡等の収入総額から出願、権利化、登録、維持、契約等の諸経費を差し引いた金額)を得たとき
- 2 前項第2号の場合、本学は、コミッティーの審議を経て適切な対価金額を決定するものとする。
 - 3 当該対価を受ける権利を有する発明者が2人以上である場合における第1項の対価は、それぞれの持分(発明等届出書に記載された発明者の貢献度を参考とする。)に応じて支払うものとする(100円未満は切り捨てる。)

(退職又は死亡したときの対価支払)

- 第9条 前条の対価を受ける権利は、当該権利を有する者が転職、退職等した後も存続する。
- 2 前条の対価を受ける権利を有する者が死亡したときは、当該権利は、その相続人が承継する。
 - 3 退職者又は前項の相続人に対する対価の支払いは、オフィス長に届出のあった最新の住所又は居所に内容証明郵便等にて送達する。送達不能の際には、対価支

払の日から2年を超える場合、対価を受ける権利を放棄したものとする。

(住所の届出)

第10条 第8条に定める対価を受ける権利を有する者又はその相続人は、住所を変更する場合には、オフィス長に変更後の住所を届け出なければならない。

第4章 不服申立

(不服申立)

第11条 職員等は、第5条に規定する特許等を受ける権利の承継の決定、第8条に規定する対価金額の決定及びその他の決定に対して、決定の通知を受けた日から1か月以内に、オフィス長を提出先として、学長に対して不服申立をすることができる。

2 学長は、前項の申立を受けたときは、コミッティーの審議を経て、不服の当否を決定し、その結果を申立人に対して不服申立回答書により当該申立書の受理日から2か月以内に通知するものとする。

第5章 著作権

(著作権)

第12条 次条に定めるものを除き、職員等が創作した著作物の著作権は、当該著作物の著作者に帰属する。

(本学の著作物及び本学が承継する著作権)

第13条 本学又は本学組織の発意に基づき職員等が職務上作成する次の各号に掲げる著作物の著作者は、本学とする。

(1) 本学又は本学組織が自己の著作の名義の下に公表する著作物(プログラムの著作物を除く。)

(2) プログラムの著作物

2 本学は、次の各号のいずれかに該当するものについては、その著作物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条に規定する翻訳権及び翻案権等並びに同法第28条に規定する二次的著作物の利用に関する原作者の権利を含む。)を著作者から承継するものとする。ただし、活用可能性、権利保全費用その他の条件を勘案して、著作権を承継しないことができる。

(1) 共同研究契約、受託研究契約その他の契約により、本学が承継すべきプログラムの著作物又はデータベースの著作物

(2) 職員等が創作したプログラムの著作物又はデータベースの著作物であって、本学が承継する職務発明に係る特許等を受ける権利に関連して創作され、当該職務発明を活用する上で必要なもの

(3) 本学が学外から受入れた資金を用いて行った研究、本学が資金その他の支援をした研究又は本学が管理する施設若しくは設備を利用して行った研究により、職員等が創作したプログラムの著作物又はデータベースの著作物であって、当該著作物の著作権を職員等以外の者に有償で譲渡し、又は当該著作物の利用を職員等以外の者に有償で許諾しようとするもの

3 前項の規定に基づいて本学が著作権を承継する場合において、職員等以外の者が著作者に含まれ、かつ、著作権について自己の持分を本学へ譲渡することを希望するときは、本学はその持分を承継する。この場合において、本学は、第8条から第10条までの規定を準用し、対価の支払を行うものとする。

4 本学は、第2項各号に該当しない著作物であっても、本学における研究活動又は

その成果の活用に有用であり、かつ、活用可能性その他の条件を勘案して相当であるときは、著作権者が希望する場合に限り、その著作物の著作権を当該著作権者から承継することができる。この場合においては、無償で承継することを原則とする。ただし、本学は、当該著作権者に対し、第8条から第10条までの規定を準用し、対価の支払を行うことができる。

- 5 第1項から第4項までに規定する著作権が第三者との共有に係る場合には、当該第三者と協議して定める本学の持分について、これを適用する。
(著作物の届出)

第14条 前条第2項各号に規定する著作物の著作者は、当該著作物の著作権を職員等以外の者に有償で譲渡し、又は当該著作物の利用を職員等以外の者に有償で許諾しようとする場合には、事前に、オフィス長にその旨の届出をしなければならない。

- 2 前条第4項の規定に基づき本学へ著作物の著作権の譲渡を希望する著作権者は、オフィス長に届出をするものとする。
(準用)

第15条 第5条、第6条第1項及び第11条の規定は、著作物の著作権の取扱いについて準用する。
(著作者人格権の行使の制限)

第16条 著作権の譲渡契約を本学と締結した著作者は、当該著作物の著作者人格権(著作権法第18条から第20条までに定められる、公表権、氏名表示権及び同一性保持権)を行使するときは、事前に本学の承諾を得なければならない。

第6章 ノウハウ

(ノウハウ)

第17条 職員等が創作したノウハウは、次条に規定する場合を除き、当該ノウハウの創作者に帰属する。
(本学が承継するノウハウに関する権利)

第18条 本学は、次の各号のいずれかに該当するものについては、そのノウハウを創作者から承継するものとする。ただし、活用可能性その他の条件を勘案して、ノウハウを承継しないことができる。

- (1) 共同研究契約、受託研究契約その他の契約により本学が承継すべきノウハウ
 - (2) 職員等が創作したノウハウであって、本学が承継する知的財産に係る権利に関連して創作され、当該知的財産を活用する上で必要なもの
 - (3) 本学が学外から受入れた資金を用いて行った研究、本学が資金その他の支援をした研究又は本学が管理する施設若しくは設備を利用して行った研究により、職員等が創作したノウハウであって、職員等以外の者に有償で譲渡し、又は職員等以外の者に有償で使用許諾しようとするもの
- 2 前項の規定に基づいて本学がノウハウを承継する場合において、職員等以外の者が創作者に含まれ、かつ、ノウハウについて自己の持分を本学へ譲渡することを希望するときは、本学はその持分を承継する。この場合において、本学は、第8条から第10条までの規定を準用し、対価の支払を行うものとする。
- 3 本学は、第1項各号に該当しないノウハウであっても、本学における研究活動又はその成果の活用に有用であるときは、所有者が希望する場合に限り、これを当

該所有者から承継することができる。この場合においては、無償で承継することを原則とする。ただし、本学は、当該所有者に対し、第8条から第10条までの規定を準用し、対価の支払を行うことができる。

4 前3項に規定するノウハウが第三者との共有に係る場合には、当該第三者と協議して定める本学の持分について、これを適用する。

(ノウハウの届出)

第19条 前条第1項各号に規定するノウハウの創作者は、当該ノウハウを職員等以外の者に有償で譲渡し、又は当該ノウハウの利用を職員等以外の者に有償で許諾しようとする場合には、事前に、オフィス長にその旨の届出をしなければならない。

2 前条第3項の規定に基づき本学へノウハウの譲渡を希望する創作者は、オフィス長に届出をするものとする。

(準用)

第20条 第5条、第6条第1項及び第11条の規定は、ノウハウの取扱いについて準用する。

第7章 雑則

(秘密保持)

第21条 職員等は、発明者及び知的財産の取扱いに関して、発明等の内容のほか、発明者及び本学の利害に関係ある事項について必要な期間中その秘密を守らなければならない。

(外国出願取扱い)

第22条 この規程は、オフィス長がコミッティーの審議を経て出願を決定した外国を対象とする発明等に関しても準用する。

(商標及び商標権の取扱い)

第23条 本学における商標及び商標権の取扱いに関しては、別に定める。

(事務処理)

第24条 発明等に関する事務は、地方創生・研究推進課において処理する。

(補則)

第25条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項及び届出書類等必要な各種様式は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年8月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年6月29日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 この規程の適用の日より前に出願等された知的財産権における改正後の第8条による対価の支払いについては、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月11日一部改正)
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月9日一部改正)
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月8日一部改正)
この規程は、平成29年3月8日から施行する。

附 則(令和7年3月31日一部改正)
この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

特許等を受ける権利の承継等に対する対価(1件あたり)

区分	国内出願	外国出願	実施許諾, 譲渡等
特許等	10,000円 1)	5,000円 2)	利益実績の50% 3)
実用新案等	4,000円	2,000円	
意匠権	4,000円	2,000円	
育成者権	4,000円	2,000円	
回路配置利用権	2,000円	1,000円	
プログラム, データベースの著作権	—	—	
ノウハウを使用する権利	—	—	

- 1) 国内優先出願は、実質的に新たな発明の追加があった場合にのみ、コミッテイーの審議を経て、出願時の対価を支払う。ただし、分割出願については、出願時の対価を支払わない。
- 2) 外国出願には、特許協力条約(PCT)に基づく国際出願を含むものとし、複数の国に外国出願された場合でも、対価の支払いは1件分とする。
- 3) 実施許諾等に際して複数の知的財産権が対象となった場合、すべての対象知的財産権を合わせて評価する。発明者に対価を配分した後の残額50%は、これを折半し、本学及び発明者が所属する部局にそれぞれ配分する。ただし、利益実績が減額になる場合は、本学は対価を支払わない。